

年 月 日

保護者様

摂津市教育委員会

学校保健安全法「医療券」の使い方について

1. 就学援助の認定を受けると、学校保健安全法に基づく「医療券」が利用できます。「医療券」で治療できる病気は、
学校保健安全法施行令第8条による疾病
 - ① トラコーマ、結膜炎
 - ② 白癬、疥癬、膿痂疹
 - ③ 中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド
 - ④ 寄生虫病（虫卵保有者を含む）
 - ⑤ う歯のうち、学校長より指示のあったものに限ります。
2. 学校長より治療の指示があり、「医療券」で治療したいときは、次のようにしてください。
 - ① 「医療券申請調書」をお渡ししますので、必要事項を記入の上、学校に提出ください。ただし、最長で3ヶ月分になります。以降は、その都度申請調書を提出してください。
 - ② 約1週間後には、学校より「医療券」が交付されます。
3. 「医療券」は、医療機関に提出してから有効です。「医療券」なしで治療された場合は、その費用はお返しできません。
4. 「医療券」と健康保険証を医療機関に提出し、「医療券」で治療することをお伝えください。
5. また、「医療券」に指定する病気と他の疾病等の同時治療の場合は医師と相談のうえ、他の疾病の自己負担金をお支払いください。
6. 「医療券」受領後、就学援助の認定の取り消しを受けた場合は、取り消し日以降の治療については自己負担となります。未使用の医療券をお持ちの場合は、速やかに学校へご返却ください。
7. 治療費等のお支払いについてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒566-8555 摂津市三島1-1-1
摂津市教育委員会 教育総務部 総務課
☎06-6383-1111
072-638-0007
内線3117